

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が存在しており、これらの**農地・農業水利施設の有する国土保全機能**をいかして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

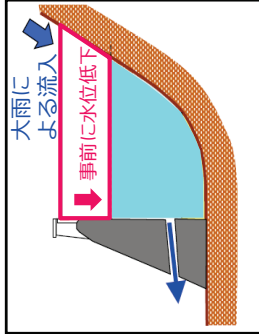
＜事業の全体像＞

農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

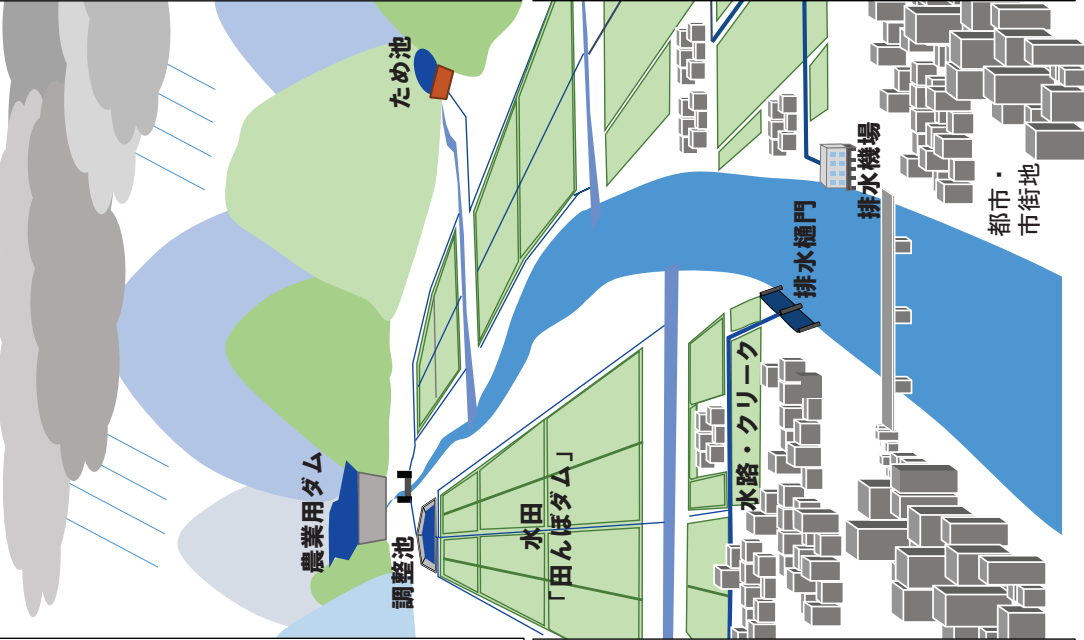
○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の浸水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地



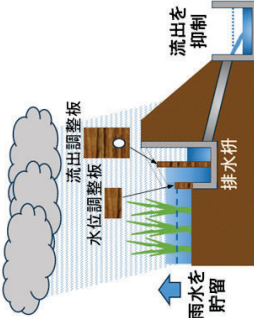
【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理シスデムの整備等



水田の活用（田んぼダム）等

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくと排水）の取組によって浸水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

○ 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。



○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水容量を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 畦畔補強や排水口の整備等に対する支援

「田んぼダム」の実施に向けた畦畔再構築や調整活動等を定額で支援します。

【主な助成単価】畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所

【対象事業】 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 営農再開時の速やかな排水に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】 水利施設整備事業（流域治水対策型）

3. 「田んぼダム」の活動に対する支援

多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）において、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置や畦畔の嵩上げ、これらの維持管理等を支援します。

【交付単価】都府県 2,400円/10a、北海道 1,920円/10a

【加算措置】都府県 400円/10a、北海道 320円/10a

※「田んぼダム」の取組実施による加算。

※資源向上支払（共同）を5年以上実施した地区又は

資源向上支払（長寿命化）と合わせて取り組む地区は75%単価を適用。

【実施要件】

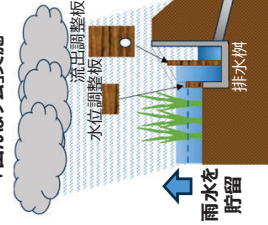
- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること（1～3の支援）
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること（1、2の支援）
- ・ 流域治水プロジェクト等が策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するものであること（1、2の支援）
- ・ 資源向上支払（共同）を実施しており、同支払の交付を受ける田面積のうち5割以上で「田んぼダム」を実施していること（3の支援）

＜事業イメージ＞

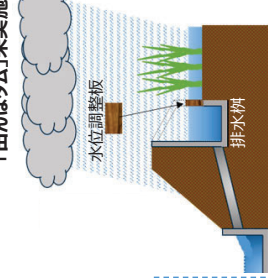
「田んぼダム」の取組



「田んぼダム」実施

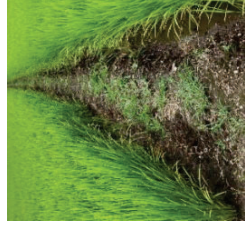


「田んぼダム」未実施



水田に降った雨を貯留し水田からの流出を抑制

「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ
容易に雨水が流出



畦畔の再構築を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

51 2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物による畑地化**（10.5万円/10a）
- ② **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
※ 加工・業務用野菜等の場合
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物

の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| （1 ①の事業） | 畜産局飼料課 | （03-3502-5993） |
| （1 ①②の事業） | 農産局園芸作物課 | （03-6744-2113） |
| （1 ②の事業） | 経営局経営政策課 | （03-6744-2148） |
| （1 ③の事業） | 農産局果樹・茶グループ | （03-3502-5957） |
| （2 の事業） | 農産局企画課※ | （03-3597-0191） |
| （3 の事業） | 農村振興局設計課 | （03-3502-8695） |
- ※プロジェクトの窓口を担当

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
- 〔栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
・活用予定の国の支援策や実施地区
・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認・
支援

策定・
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援（4億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（120億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（20億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（53億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- 〔農業農村整備事業（3,331億円の内数）、農地耕作条件改善事業（198億円）、
畑作等促進整備事業（22億円）